

## 医療法人工藤医院の増床計画に対する対応（事務局案）

## 1 趣旨

医療法人工藤医院の増床計画について、新たに整備される病床の機能と将来の当該圏域の病床機能ごとの必要量との関係と妥当性について検証し、圏域としての見解を取りまとめるもの。

## 2 増床計画に係る論点

## (1) 「基準病床数」制度に係る岩手中部医療圏域病床増減可能数（医療法第30条の4）

## ① 制度の概要

- ・「基準病床数」とは、医療計画において、二次医療圏ごとに一定水準以上の医療を確保することを目的として基準となる病床数を県で定めているもの。
- ・「既存病床数」注) が「基準病床数」を下回る圏域においては、開設・増床を許可することができる。

注) 既存病床数とは、病院、診療所の許可病床数から児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設である病院の病床や集中強化治療室の病床を除くなど医療法施行規則第30条の33規定による補正を行った数

## ② 当圏域の状況（一般病床及び療養病床）

- ア 基準病床数 1,698 床（令和6年3月現在）  
イ 既存病床数 1,345 床（令和5年9月30日現在）

## &lt;見解&gt;

当圏域は、既存病床数が基準病床数を353床下回っており、制度上、増床は可能であること。

## (2) 地域医療構想における病床機能別病床数（平成28年3月策定）

## ① 当圏域の病床機能別の病床数の状況

当圏域では、令和4年の病床数1,496床に対し、地域医療構想における地域の医療ニーズに基づいて推計した令和7年の必要病床数は1,376床であり、120床過剰となっている。

なお、周産期医療は急性期病床に含まれるが、令和4年の急性期病床数822床に対し、令和7年の必要病床数は438床と384床過剰となっている（表1）。

表1 中部圏域の病床機能別病床数

	平成26年 病床数 【医療構想策定時点】	令和4年 病床数 (A)	令和7年 必要病床数 (B)	必要病床数との差 分 (A) - (C)
高度急性期	270	50	135	▲85
<b>急性期</b>	<b>861</b>	<b>822</b>	<b>438</b>	<b>384</b>
回復期	188	380	555	▲175
慢性期	352	225	248	▲23
休棟中	(無回答) 29	19		19
<b>計</b>	<b>1,700</b>	<b>1,496</b>	<b>1,376</b>	<b>120</b>

## ② 必要病床数との関係性

当圏域は、急性期病床のみ必要病床数を上回っているが、岩手県内の分娩取医療機関は、医師の高齢化等により年々減少傾向にあり、当圏域では、分娩取扱医療機関は4施設のみとなっている。

当圏域市町（花巻市、北上市、遠野市、西和賀町）の出生数は年々減少しており、このうち当圏域の医療機関における出生割合は、令和5年度で70.4%（712人）となっている。（表2）。

また、花巻市の出生数のうち医療法人工藤医院における出生数は、令和3年度187人（40.7%）、令和4年度167人（36.5%）、令和5年度173人（42.7%）となっており、年度にもよるが割合は増加傾向にある。（表3）

表2 中部圏域の出生数と分娩取扱医療機関

中部保健所調べ (人)

年度	令和3年度～令和5年度 出生数			
	R3.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R6.3.31	計
分娩取扱医療機関				
中部圏域の医療機関 ※	874 (71.0%)	803 (70.1%)	712 (70.4%)	2,389 (70.5%)
圏域以外医療機関	356 (29.0%)	342 (29.0%)	299 (29.6%)	997 (29.5%)
計	1,230	1,145	1,011	3,386

※ 医療法人工藤医院、岩手県立中部病院、北上済生会病院、斎藤産婦人科医院

表3 花巻市の出生数と分娩取扱医療機関

中部保健所調べ (人)

年度	令和3年度～令和5年度 出生数			
	R3.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R6.3.31	計
分娩取扱医療機関				
圏域の医療機関	331 (72.1%)	307 (67.0%)	279 (68.8%)	917 (69.3%)
圏域以外医療機関	128 (27.9%)	151 (33.0%)	126 (31.2%)	405 (30.7%)
医療法人工藤医院	187 (40.7%)	167 (36.5%)	173 (42.7%)	527 (39.9%)

### <見解>

医療法人工藤医院の増床計画は、当圏域の安心して妊娠・出産できる地域づくり及び周産期医療体制の充実・強化のために必要なものと認められる。

## (3) 岩手県保健医療計画（2024-2029）上の位置付け

圏域計画において「周産期医療」を重点的取組事項に位置付け、安心して妊娠・子育てできる地域づくりに向け、関係機関が連携を図りながら切れ目ない支援体制の充実を図るとともに、限られた医療資源の中で、関係機関が機能分担と連携を強化し、広域的な周産期医療体制を確保する必要があるとしている。

### <見解>

医療法人工藤医院の増床計画は、総合周産期医療センター（岩手医科大学附属病院）や地域周産期母子医療センター（岩手県立中部病院、北上済生会病院など）の負担の軽減につながることを期待され岩手県保健医療計画上求められる医療機能である。

## 3 事務局の見解（まとめ）

当圏域は、県で定める「基準病床数」に対し「既存病床数」が下回っているため医療法人工藤医院の増床は可能であり、また、安心して妊娠・出産できる地域づくり及び周産期医療体制の充実・強化のために必要なものと認められる。

## 4 今後の対応

本会議における意見等を集約し、合意形成を得た後、本庁に報告する。  
その後、本庁の方針を踏まえて増床に係る手続きを行う。